

○内閣府
農林水産省令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号）第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

内閣府
農林水産省令第一号

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(電磁的記録による保存)	改正前
第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。	第四条 「同上」
<p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
(電磁的記録による交付等)	(電磁的記録による交付等)
第八条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。	第八条 「同上」

	<p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法</p>
2 〔略〕	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法</p>

附
則

この命令は、公布の日から施行する。